

議案第4号

令和8年度東京都板橋区後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度東京都板橋区の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,050,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和8年2月13日提出

東京都板橋区長  
坂 本 健

## 第1表

## 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円 8,049,802
	1 後期高齢者医療保険料	8,049,802
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		7,773,843
	1 繰入金	7,773,843
4 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
5 諸収入		216,354
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 預金利子	1
	3 受託事業収入	216,350
	4 雑入	1
歳入合計		16,050,000

歳 出

款	項	金 額
1 保険給付費		千円 302,890
	1 葬祭費	302,890
2 広域連合納付金		15,717,110
	1 広域連合納付金	15,717,110
3 諸支出金		20,000
	1 償還金及び還付加算金	20,000
4 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	16,050,000